

5/9
赤旗

新たなるえん罪 必ず起らん

私は、茨城県利根町布川で1967年に起きた強盗殺人事件の犯人にされ、仮釈放から15年目の再審公判で無罪判決（2011年）が出るまで44年わたってえん罪被害とたたかい続けました。

警察にうその「自由」を強要され、29年間の獄中生活を強いられました。無期懲役が確定して絶望的な思いのなか、「たった一度の人生。人間として生まれた

以上、えん罪で刑務所に入られても精いっぱい生きよう」と決意しました。このえん罪の体験で得た人生観は、國民一人ひとりのたった一度しかない命を何よりも大切にする憲法の理念と合致するのです。

自白強要が拡大

安倍首相は今、憲法に反して思想・内心を処罰する「共謀罪」法案を押し通そうとしています。一般市

民は対象にならない』と説明しますが、新たなるえん罪がつづられるのは明らかです。今まで以上に自由がつづられるのは明らかですが、たった一度しかない命を奪われる重罪な人生を奪われているんですよ。

心のなかで考えていくことは、スパイや盗聴で市民の書類のすべてを嗅ぎまくとを犯罪として立証するには、スピーチや監視で市民の心が折れ、そのまま「自由」になると想われたときどきになりますよ。

私が逮捕されたのは20歳

のときです。朝の時から夜

中の12時ごろまで警察の取

り調べが続きました。「私

は犯人じゃない」「アリバ

イを言ってみる」「わから

ない」「言えないのは犯人

だからだ」と際限なく責められ、自由を求められました。警察がうそをつくはずがないと信じていた私は、「認めないと死刑もある」と言われ、恐怖を覚えました。

「殺人犯だ」と人格を否

定され続け、潔白を証明で

布川事件 1967年に、茨城県利根町布川に暮らす大工の男性が殺害され、現金が奪われた事件。警察は、桜井昌司さんと杉山重男さん（故人）を不正に別件逮捕し、犯人と決めつけた取り調べを行い、物証がないなか、警察が強要した虚偽の「自由」を根拠に無期懲役が確定。水戸地裁土浦支部は11年、再審公判で2人に無罪判決を出しました。

警察は、どんなに汚い違法な行為を犯しても自分たちの「正義」を証明するための捜査を行います。平気でうそをつき、自由を強要し、証拠する改ざん・ねつ造する。「共謀罪」ができて、警察の権限が強化され、市民が常に監視される世の中にならざんなどできないのです。

個人の尊厳こそ

憲法は、民主主義の根源にある個人の尊厳を保障しています。この社会を支えているのは國民一人ひとりの人生なのです。“一人の命”を守ろうとしたしない國家の命と人権を大切にする政



布川事件えん罪被害者 桜井 昌司さん

ストップ 共謀罪

インタビュー